

令和7年度
介護保険施設等に係る運営指導等の
実施状況等について

富山市指導監査課

富山市の介護保険施設等に係る運営指導等の指導周期

- ▶ 社会福祉法人 原則として3年に1回
 - ▶ 介護保険施設等 原則として3年に1回
 - ▶ 介護サービス事業所等 原則として5年に1回（社会福祉法人が運営するものは3年に1回）
- ※ 新規事業所は指定から1年を目安に実施します。
- ※ 過去の運営指導等における指導状況によっては、上記の指導周期よりも短い周期で実施することがあります。

令和7年度運営指導等の実施状況

令和8年3月1日現在

| 区分 | 計画数 | 実施数 |
|------------|-----|-----|
| 社会福祉法人 | 6 | 3 |
| 介護保険施設等 | 24 | 14 |
| 介護サービス事業所等 | 268 | 225 |
| 合計 | 298 | 242 |

令和7年度実施事業（介護予防事業含む）：

【介護保険施設等】介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
【介護サービス事業所等】訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、
短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通
所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型
共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援

※ これまでの運営指導における主な指摘・指導事項及び留意事項については、令和8年4月末を目途に富山市ホームページに掲載予定ですので、ご確認ください。